

国保通信



■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-21159

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合でも、医療機関に国民健康保険で受診できます。

ただし、この場合の医療費は加害者が全額負担（あるいは過失割合に応じて負担）することが原則です。そのため、国保が医療費を一時的に立て替え、あとで国保が加害者に請求することになります。

□届出を忘れずに！

①警察に届け出る

交通事故にあつたら、速やかに警察に届け出て、『事故証明書』をもらってください。

無届けの事故は、国保での診療ができません。

②保険年金係に届け出る

病院で受診後、速やかに、市役所市民生活課保険年金係に連絡し、『第三者行為による被害届』を提出してください。

届け出を怠ると、全額自己負担となる場合もありますので、ご注意ください。

●届け出る時に必要なもの

- 交通事故証明書
- 保険証
- 印鑑（みとめ印可）

□示談は慎重に！

市役所に届け出る前に示談をする、その取り決めが優先され、市役所から加害者に医療費の請求ができなくなる場合があります。

この場合、被害者に過失がなくても、被害者に医療費の請求をする場合がありませんので、必ず示談前に届け出てください。

※仕事上のケガや事故（労働災害）、故意の犯罪は、第三者行為に該当しませんので、ご注意ください。



動脈が狭くなったり、つまったり、血管壁が硬くもろくなり、破れやすくなってしまふ「動脈硬化」
どうしてこうなってしまうのでしょうか？

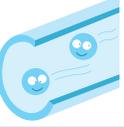


自覚しにくい血管の異常！ あなたは大丈夫？

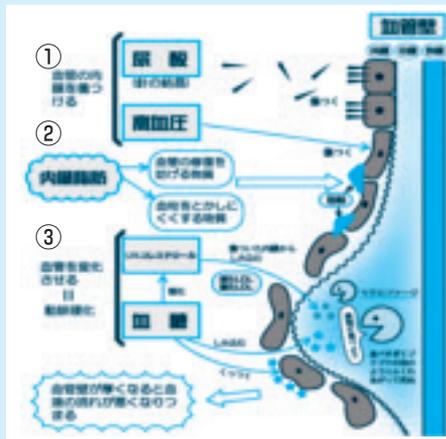
この繰り返しで血管が次第に狭く硬くなっていきます。状態が悪化しても、自覚症状がないので自分では「どうなのか」がわかりにくいのです。

血管の状態

正常



動脈硬化



ですが健診を受ければ「どうなのか」が結果で表れます。

大切な身体を守るためにまずはきちんと健診を受けて、自分の健康状態を知り、改善・維持に努めましょう。

■問い合わせ

福祉健康課 健康増進係

☎ 75-33355